

令和6年3月13日

担当部局	岡山県備前県民局 地域政策部環境課
担当者	野崎、中村
連絡先	086-233-9805(直通)

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を実施しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を次のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 住所 岡山県瀬戸内市長船町飯井839番地の1
- (2) 名称 ふくいけこうぎょう 福池工業株式会社 代表取締役 ふくいけ のぶひこ 福池 信彦

2 処分内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

令和6年3月11日

4 処分理由

被処分者の役員が、法第16条の2（焼却禁止）の規定に違反し、岡山簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、令和3年6月26日に確定していたことが判明した。

このことにより、被処分者は法第14条の3の2第1項第2号に規定する産業廃棄物処理業許可の取消事由に該当するに至ったため。

5 許可の状況

産業廃棄物収集運搬業（許可番号 第03311044787号）

- (1) 許可年月日 平成31年3月18日
- (2) 許可の有効年月日 令和6年3月1日
- (3) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類（これらのうち自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上8種類

※積替え・保管 有り